

(28) 公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6 人	21,057 千円	5,447 千円	8,296 千円	34,800 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
301,600 円	358,733 円	45 歳

（注） 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	194,000 円
	高校卒	165,500 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	12月期	1. 2625 月分	0. 9625 月分
	計	2. 525 月分	1. 925 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給額
	8, 295, 819 円	6 人	1, 382, 637 円
退職手当	退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和 7 年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務 手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	2, 169, 815 円	6 人	361, 636 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	職員が理事を兼務する場合は管理職手当を支給 54,500 円 〔令和 7 年度実績〕 1 人当たり平均支給月額 54,500円	
扶養手当	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円
		ただし、行政職給与表 8 級、9 級及び同相当職は右のとおり。	8 級：3,500円 9 級：支給しない
		イ 子	10,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		1,410,000 円	5 人 23,500 円
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の 2 分の 1 相当額
		〔令和 7 年度実績〕 1 人当たり平均支給月額 23,100円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり 5,000 円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		713,000 円	6 人	9,903 円
		潜水手当 (県の規定に 準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水深度の区分に応じ、以下に定める額とする。 20m以下 300円/60分 30m以下 600円/60分 30mを超えるとき 1,200円/60分
〔令和7年度実績〕 支給実績なし				

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
評議員	1日につき 10,200円	なし	評議員会、理事会、監事会に出席の都度支給
非常勤理事			
非常勤監事			
常勤理事	なし		職員を兼務する常勤職員は役員報酬なし

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給実績なし

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
265,200 円	10 人	2,210 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
嘱託職	199,400 円以上	6月期 1.2625 月分	6月期 0.9625 月分
パートタイム 職員	138,600 円以上	12月期 1.2625 月分	12月期 0.9625 月分

〔令和7年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
14,221,956 円	5 人	237,033 円

(注) 常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分 12月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
住居手当	ア 借家・借間居住者 略	ア 借家・借間居住者 略	県の制度に準じた改正
	イ 単身赴任手当受給 者で配偶者に居住さ せるため借家・借間 を借り受けている者 借家・借間居住者 の例によった場合の 額の2分の1相当額	イ 単身赴任手当受給 者で配偶者に居住さ せるため借家・借間 を借り受けている者 制度なし	
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合 計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金 額の合計（上限150,000 円）にエの額を加算した 金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者 略	ア 交通機関等利用者 略	
	イ 自動車等使用者 略	イ 自動車等使用者 略	
	ウ 特別急行列車等利 用 略	ウ 特別急行列車等利 用 略	
	エ 駐車料金を負担し ている場合 駐車場の利用に係 る料金を実費支給 （1月当たり5,000円 を上限とする。）	エ 駐車料金を負担し ている場合 公共交通機関等及 び自動車等に係る通 勤手当をともに受け ている職員が、公共 交通機関の利用に 伴って駐車場を利用 し、駐車料金を負担 することを常例とし ている場合に、当該 駐車料金に相当する 額を支給（1月当た り3,000円を上限とす る。）	
	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	オ ノーマイカー運動 に参加する場合 略	

(2) 適用日

令和8年4月1日